

4熊情審第10004-17号
令和5年3月22日

熊取町長 藤原 敏司 様

熊取町情報公開審査会
会長 森口 佳樹

答申書

情報公開条例（平成10年条例第28号。以下「条例」という。）第17条の規定により、熊取町長（以下「実施機関」という。）から諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

実施機関は、令和3年12月17日付3熊保育第2207-12号により行った不存在決定処分（以下「本件処分」という。）を取り消し、当該請求に係る情報を特定した上で、改めて公開決定等を行うべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、条例5条第1項の規定に基づき、令和3年12月3日に、実施機関に対し、次の本件対象文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

・町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において、登録年月日平成30年4月1日の個人情報取扱事務登録簿（個人情報取扱事務の名称「町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務」）に記載していない個人情報の対象者から記載していない個人情報の記録項目を本人以外から収集した事実について、熊取町の当該行為が個人情報保護条例第6条に抵触しないことを証明する情報。

2 本件処分

実施機関は、本件公開請求に対し、第11条の規定により本件処分を行い、令和3年12月17日付3熊保育第2207-12号で審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和4年1月21日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）により、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約するとおおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す及び同条例に規定する公開請求に対する決定等を改めて行うとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人は、以下の理由から、本件処分は不当であり、その取消し及び公開決定等を改めて求めるといふものである。

(1) 町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務（以下「選定事務」という。）において、実施機関は応募事業者から児童の個人情報を収集しており、実施機関が作成した「本人以外からの個人情報収集届出書」にも記載されているものの、平成30年4月1日の個人情報取扱事務登録簿（個人情報取扱事務の名称「町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務」）（以下「当該登録簿」という。）の個人情報の対象者の範囲は、「委員」としか記載されていない。

(2) 選定事務において、実施機関は応募事業者から児童の病歴や障がいに関する個人情報や、虐待を受けた児童の個人情報を収集しているにもかかわらず、当該登録簿の個人情報記録項目の「思想、信仰、信条等」の欄に記載がされていない。なお、これらの個人情報を実施機関が収集したとの趣旨を担当課長が発言しており、この発言内容について、審査請求人と実施機関の双方の合意のもと双方で録音している。

(3) 当該登録簿が令和2年10月19日に変更されているものの、選定事務における受付期間は令和2年8月19日から9月18日までであり、変更前の当該登録簿を根拠として応募事業者から個人情報を収集している。

(4) 個人情報取扱事務登録簿は、個人情報保護条例（平成10年条例第29号）の規定に基づき、個人情報を収集する前に作成し、一般の縦覧に供しなければならないものであり、個人情報取扱事務登録簿を変更する前に収集した個人情報について、変更後の個人情報取扱事務登録簿を個人情報収集の根拠とすることはできないと考える。

3 実施機関の弁明に対する反論

(1) 公開を求めた情報は、「町立保育所民営化移管先事業者選定事務において、個人情報取扱事務登録簿に記載していない対象者の個人情報を本人以外から収集したことに対して個人情報保護条例第6条の規定に抵触しないことを証明する情報」であるが、これはあくまで現状が法的根拠に基づいた状態であるかを確認するためであり、町が業務遂行において使用した情報の公開を求めているのではなく、全く見当違いの内容が理由説明書（3熊保育第2757号）に記載されている。

(2) 個人情報取扱事務登録簿に記載していない対象者の個人情報を本人以外から収集したことは明白であるが、その記載していない項目が、個人情報取扱事務登録簿の内容として包含されていると実施機関は主張しているが、この主張に基づけば、理由説明書（3熊保育第2753号）に対する意見で記載したように、様式である登録簿のチェック欄にチェック自体をしていない項目であっても、内容が包含されているためチェックされていると主張していることと同義である。

(3) この主張は明らかに無理があり、これを適正な公文書であるとの実施機関の主張は、公文書取扱いの観点からも非常に無理がある。なお、内容が包含されているようがいが、登録簿に記載していないことは事実である。

(4) 本件公開請求は、町の行った行為に対してその法的根拠を示す情報の開示を求めたものである。

- (5) 当然、行政の業務遂行においては、法的根拠が必要であり、個人情報の取扱いに関しては住民の権利利益に関わるため、法的根拠が必要不可欠であることに議論の余地はない。
- (6) 本件公開請求に対して情報不存在の決定を行うことは、法的根拠がなく、個人情報を取り扱ったことを実施機関自ら肯定することにつながる。

第4 実施機関の主張

実施機関が、情報不存在決定通知書、諮問書及び審査請求に対する理由説明書によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件決定は、妥当であるとの裁決を求める。

2 審査請求に対する弁明

職員には、法律、条例等の法規の順守が義務付けられており、それらに基づき業務を遂行することが当然である。

よって、請求内容に対しても、担当職員は個人情報保護条例の規定への適否を検討し判断しているが、そもそも町の業務は多種多様に及んでおり、日常の業務の遂行においては、文書によらずとも、例規等への適否をその過程において当然に検討し判断することが多々ありえるため、請求にいう文書は不存在としたもの。

①当該登録簿は、事務として個人情報取扱事務登録簿の各項目を包含し、包括的に登録していると考えているため、個人情報の収集にあたっては、当該登録簿を適正なものと考え、それを根拠に運用したもの。

なお、審査請求にいう変更後の個人情報取扱事務登録簿については、令和2年10月16日の審査請求人との面談の中でわかりやすい登録簿とするよう対応することとした結果であり、内容の趣旨については変更することなく記載を修正したものである。

②個人情報取扱事務登録簿の作成、運用にあたっては、決裁過程において、起案者をはじめ、決裁権者が、条例、規則等の規定を検討し、その適否を判断し決裁するとともに、①に記載のとおり、業務の遂行においては、文書によらずとも、例規等への適否を当然に検討し判断している。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、条例第1条で定めるように、住民の知る権利の保障と公正で開かれた町政を推進するとともに、町の住民に対する説明責任を果たすことにより、住民と町との信頼関係を深め、もって地方自治の本旨に即した住民主体の町政を実現することを目的とする。

したがって、条例の解釈及び運用は、条例第3条で明記するように、情報の公開を請求する住民の権利を十分保障する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、条例第6条及び第7条において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この条例第6条及び第7条が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する住民の権利を十分尊

重なる見地から、公開するか否かの判断を厳正にしなければならない。

2 争点について

審査請求人は、個人情報取扱事務登録簿における個人情報記録項目にチェックしていない項目の情報を収集するのに法的根拠があるはずであると主張し、実施機関は、当該登録簿については事務として個人情報取扱事務登録簿における個人情報の記録項目の各項目を包含し、包括的に登録していると考えている。

審査請求人が情報公開請求する情報を実施機関が特定しているか否かが争点である。

3 本件処分の妥当性について

審査請求人は、個人情報取扱事務登録簿に記載していない個人情報の記録項目を本人以外から収集した行為が個人情報保護条例第6条に抵触しないと判断した根拠となる情報を請求しており、何らか判断の根拠はあるとしている。実施機関は、当該登録簿は「変更」ではなく「修正」したものとして該当文書は存在しないとしており、また当該登録簿については、変更前と変更後において内容の趣旨は変わらないとしている。そもそも、当該請求にかかる情報の特定がなされていないと認められるため、不存在決定を取り消し、改めて当該請求に係る情報に該当する文書を特定した上で、公開決定等を行うべきである。

4 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 答申にいたる経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年1月28日 諮問書の受理
- ② 令和4年2月15日 理由説明書の写しを受理
- ③ 令和4年3月10日 審査請求人から意見書の受理
- ④ 令和4年3月30日 審議（審査請求人、実施機関の口頭意見陳述）
- ⑤ 令和4年5月12日 情報不存在決定再調査
- ⑥ 令和4年6月10日 審議
- ⑦ 令和4年8月25日 審議
- ⑧ 令和5年3月22日 実施機関へ答申

第7 審査会委員

実施機関の諮問を受けて審査を行った審査会委員は、以下のとおりである。

氏名	役職名	備考
森口 佳樹	大学教授	会長
西野 弘一	弁護士	副会長
清弘 正子	大学准教授	
粟飯原 和宣	人権協会会長	
橋本 匡弘	弁護士	